

四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八	二二メチル一ブテン ブチルリチウム メチルマグネシウムブロミド ホルムアルデヒド ジエタノールアミン 炭酸ジメチル メチルジエタノールアミン塩酸塩 ジエチルアミン塩酸塩 ジエチルアミン塩酸塩 ジイソプロピルアミン塩酸塩 三一キヌクリジノール塩酸塩 三一キヌクリジノン塩酸塩 アンモニア (R)一ニキヌクリジノール塩酸塩 N・N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩 炭化カルシウム（別名カーバイド） 一酸化炭素 塩化水素 硫黄 二酸化硫黄 三塩化アルミニウム ジクロロメタン（別名二塩化メチレン） N・N-ジメチルアミリン 臭化イソプロピル イソブロピルエーテル イソブロピルアミン 臭化カリウム ピリジン 臭化ナトリウム 金属ナトリウム トリブチルアミン トリエチルアミン トリメチルアミン ヒ素 三酸化二ヒ素 ビス（二一クロロエチル）エチルアミン塩酸塩 ビス（二一クロロエチル）メチルアミン塩酸塩 一・二一ジクロロエタン（別名二塩化エチレン） エチレンジコールモノメチルエーテル ブロモエタン（別名臭化エチル） クロロエタン（別名塩化エチル） エチルアミン エキサメチレンテトラミン
---	--

八十九	イソシアニ酸メチル
九十一	イソプロパノール
九十二	メチルアミン
九十三	ブロモメタン（別名臭化メチル）
九十四	ニトロメタン
九十五	ピクリン酸
九十六	二-メチルキノリン
九十七	亜リン酸トリブチル
九十八	トリス（二-クロロエチル）アミン塩酸塙
九十九	ジエチレントリアミン
百一	ブチリルコリンエステラーゼ
百二	塩化オビドキシム
百三	（二-メチルカルバモイルオキシ）-メチルピリジニウムプロミド（別名臭化ピリドスチグミン）
百四	N-（四-（メトキシメチル）-（二-（二-チエニル）エチル）-四-ビペリジル）プロピオニアニリド（別名フェンタニル）及びその塩類
百五	N-（二-メトキシカルボニルエチル）-四-（フェニルプロピオニルアミノ）ビペリジン-四-カルボン酸メチルエステル（別名レミフェンタニル）及びその塩類
百六	メチル-（二-エチル-（N-フェニルプロパンアミド）ビペリジン-四-カルボキシラート及びその塩類
百七	四-アニリノ-（二-エチルピペリジン-（二-エチルピペリジン-四-オノ）
百八	一-（二-エチルピペリジン-四-オノ）
第一	輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
二	反応器であつて、容量が○・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの
三	貯蔵容器であつて、容量が○・一立方メートルを超えるもの
四	熱交換器及び凝縮器であつて、伝熱面積が○・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの
五	蒸留塔及び吸収塔であつて、塔の内径が○・一メートルを超えるもの
六	かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの
七	弁であつて、呼び径が一〇A超であるもの
八	軸封をしたポンプ及びシールレスポンプであつて、最高規定吐出し量が一時間につき○・六立方メートルを超えるもの
九	真空ポンプであつて、最高規定吐出し量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラ、ローター及びジエツトポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
十	ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
十一	ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超える、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金
十二	ふつ素重合体
十三	ガラス
十四	黒鉛又はカーボングラファイト
十五	タンタル又はタンタル合金
十六	チタン又はチタン合金
十七	ジルコニウム又はジルコニウム合金
十八	セラミック
十九	フェロシリコン
二十	ルヌリチトヘホ
二十一	化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
二十二	電解槽及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
二十三	電解槽及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
二十四	クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽及びイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）
二十五	チタン電極（他の金属酸化物でコートイングしたものを持む。）であつて、クロルアルカリ電解槽に使用するよう特に設計したもの

- 九 表面弾性波及び疑似表面弾性波を利用するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 ロイ 搬送周波数が一ギガヘルツを超えるもの
 ロイ 振送周波数が一ギガヘルツ以下のものであつて、次のいずれかに該当するもの
 ロイ サイドローブに対するメインロープの電力の比が五五デシベルを超えるもの
- (二) (一) マイクロ秒で表した場合の最大遅延時間の数値にメガヘルツで表した場合の帯域幅の数値を乗じて得た数値が一〇〇を超えるもの
 (三) 分散型遅延時間が一〇マイクロ秒を超えるもの
- 十 セル (バッテリー (シングルセルバッテリーを含む。) に組み込まれているものを除く。) であつて、次のいずれかに該当するもの
 ハロイ 一次セルであつて、二〇度におけるエネルギー密度が五五〇ワット時每キログラム以下のもの
 ハロイ 二次セルであつて、二〇度におけるエネルギー密度が三五〇ワット時每キログラム以下のもの
 ハロイ 一分を要しないで磁界を完全に形成させ又は消失させるように特に設計した超電導電磁石 (ソレノイドコイル形のものを含む。) であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
 ハロイ 減磁の際に放出する最大エネルギーを減磁の持続時間で除して得た値が五〇〇キロジュール毎分を超えるもの
 ハロイ コイルの内径が二五〇ミリメートルを超えるもの
 ハロイ コイルの定格最大電流密度が三〇〇アンペア每平方ミリメートルを超えるもの又は定格磁束密度が八テスラを超えるもの
 ハロイ 電磁エネルギーを貯蔵するための装置のうち、超電導材料を用いたものであつて、次のイからニまでの全てに該当するもの
 ハロイ 使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用できるように特に設計したもの
- 十一 ニ 貯蔵されるエネルギー密度が一メガジュール每立方メートル以上のもの
- 十二 ニ エネルギー放出時間が一ミリ秒未満のもの
- 十三 セラミック及び金属構造の水素又は水素同位体サイラトロンであつて、ピーク電流が五〇〇アンペア以上のもの
- 十四 化合物半導体を用いたデジタル方式の集積回路であつて、等価ゲート数が二入力ゲート換算で三〇〇を超えるもの
- 十五 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル及び太陽光アレーであつて、宇宙用に設計したもの
- 第五条 輸出令別表第二の三第二号(2)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- ハロイ 一 電子式の試験装置
- ハロイ 二 計測用のデジタル磁気テープ記録装置であつて、次のいずれかに該当するもの
 ハロイ エネルギー放出速度が、六〇メガビット毎秒を超えるものであつて、ヘリカル走査技術を用いたもの
 ハロイ ロ 装置間の最大転送速度が、一二〇メガビット毎秒を超えるものであつて、固定ヘッド技術を用いたもの
 ハロイ ハ 宇宙用に設計したもの
- ハロイ 三 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を変換して計測用のデジタル磁気テープ記録装置として使用できるように設計した装置であつて、装置間の最大転送速度が六〇メガビット毎秒を超えるもの
- ハロイ 四 アナログ方式のオシロスコープ及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
 ハロイ ロイ 差し込みモジュールであつて、個々の帯域幅が四ギガヘルツ以上のもの
 ハロイ ハイ 差し込みモジュールであつて、個々の帯域幅が四ギガヘルツ以上のもの
- ハロイ 五 繰り返し現象を分析するためのアナログ方式のサンプリングオシロスコープであつて、実効帯域幅が四ギガヘルツを超えるもの
- ハロイ 六 アナログデジタル変換技術を有するデジタル方式のオシロスコープ及び波形記憶装置であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
 ハロイ イ 単発の入力信号を一ナノ秒未満の間隔で連続してサンプリングできるように設計したもの
 ハロイ ハイ 分解能がハビット以上のもの
- ハロイ 七 輸出令別表第二の三第二号(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 第六条 一 質量分析計
- 二 周波数変換器であつて、三〇〇ヘルツから六〇〇ヘルツの周波数範囲で動作するもの
- 三 フラッシュ放電型のエックス線装置及びそのために設計したパルス電源装置の部分品
- 四 パルス増幅器
- 五 遅延時間の発生又は時間間隔の測定のための装置であつて、次のいずれかに該当するもの
 イ デジタル方式の遅延時間の発生のための装置であつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの
 ロイ 三以上のマルチチャネル又はモジュール式の時間間隔の測定のための装置及びクロノメータであつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの

第七条

輸出令別表第二の三第二号（4）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置
- 二 半導体素子及び集積回路並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装
- イ マルチクリスタル半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用の材料の加工装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) 多結晶シリコン及び貨物等省令第六条第十八号に該当する貨物の製造用の装置

- (二) III-V族及びII-VI族の半導体物質（貨物等省令第六条第十八号から第二十三号までのいずれかに該当するものに限る。）の製造のために特に設計した装置（(三)）に該当するものを除く。)
 - (三) 結晶の引上げ装置及び炉であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア ニードル装置及び再結晶のための装置（定温炉を除く。）であつて、〇・〇〇五平方メートル毎分を超える速度でウエハーを処理できるエネルギー移動率を有するもの
- イ プログラム内蔵方式の結晶の引上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 一るつぼを取り替えることなく再充填できるもの
- 二 二〇・二五メガパスカルを超える圧力で動作するもの
- 三 引き上げができる結晶の直径が一〇〇ミリメートルを超えるもの

- (四) プログラム内蔵方式のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 二〇〇ミリメートル以上にわたり厚さの許容差の絶対値が二・五パーセントとなるシリコン膜を形成できるもの
- 2 ウエハー全体にわたり厚さの許容差の絶対値が三・五パーセント以下となるシリコン膜以外の膜を形成できるもの
- 3 処理中にウエハーを回転できるもの

- (五) 分子線エピタキシャル成長装置

- (六) 真空環境でウエハーを搬送するために特に設計したロードロツク機能を備え、かつ、磁気的に強化されたスペッタリング装置

- イオン注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 加熱した基板に酸素を注入できるもの
- 二 パターイン形成を行うことができるもの

- ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの

- ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの

- イオノ注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 パック方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 二 パターン形成を行なうことができるもの

- ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの

- ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの

- イオノ注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 パック方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 二 パターン形成を行なうことができるもの

- ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの

- ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの

- イオノ注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 パック方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 二 パターン形成を行なうことができるもの

- ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの

- ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの

- イオノ注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 パック方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 二 パターン形成を行なうことができるもの

- ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの

- ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したもの

(九)

- 半導体素子製造用の化学的気相成長装置のうち、酸化物、窒化物、金属又は多結晶シリコンを堆積させることができるものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 一 非ガウス形の電子ビーム形状を形成することができるもの

- 二 デジタルからアナログへの変換速度が三メガヘルツを超えるもの

- 三 デジタル増殖型のものであつて、六〇バスカル未満の圧力で動作するもの並びに自動カセットツウカセット機能及びロードロツク式のウエハー搬送機能を有するもの

- 四 マスク、レチカル又は半導体素子の製造用に特に設計又は改造した電子ビーム装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 五 電子ビームを静電偏向させることが出来るもの

- 六 電子ビーム形の電子ビーム形状を形成することができるもの

- 七 デジタル増殖型のものであつて、六〇バスカル未満の圧力で動作するもの並びに自動カセットツウカセット機能及びロードロツク式のウエハー搬送機能を有するもの

- 八 ウエハーの表面仕上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 九 一〇〇マイクロメートルより薄いウエハーの裏面を加工し、かつ、加工後のウエハーを剥離することができるよう特に設計したもの

(十)

- 一 一〇〇マイクロメートルより薄いウエハーの裏面を加工し、かつ、加工後のウエハーを剥離することができるよう特に設計したもの

- (一) (+) マスク、マスク基板
レーザー光を使用したモノリシック集積回路の修理又はトリミング用のプログラム内蔵方式の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル未満のもの
- 照射面の直径（切り溝幅）が三マイクロメートル未満のもの
- マスク、マスク製造装置及び画像転写装置であつて、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。）
- 第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの
- 2 1 次の一及び二に該当するもの
- 一 設計寸法が二・五マイクロメートル以上のもの
- 二 製造用の装置又はソフトウェアによつて使用目的を変更することができる特別な性質を有さないものとして設計したもの
- マスク基板であつて、次のいずれかに該当するもの
- 硬質表面で被覆したものであつて、寸法が一二五ミリメートル四方を超えるもの
- エックス線マスク用に特に設計したもの
- 半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置（汎用の電子計算機を除く。）
- マスク又はレチクル製造用の装置及びその附属品であつて、次のいずれかに該当するもの
- 光学方式によるステップアンドリピート方式の露光装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 一一〇〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してパターンを焼き付けることができるもの
- 二 一回で六ミリメートル四方を超える範囲にパターンを焼き付けることができるもの
- 三 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの
- イオンビーム又はレーザービームリソグラフィを用いたマスク又はレチクル製造用の装置であつて、二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のベリクルの追加のための装置及びホルダー
- 一 一〇〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してパターンを焼き付けることができるもの
- 二 一回で六ミリメートル四方を超える範囲にパターンを焼き付けることができるもの
- 三 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの
- マスク若しくはレチクルの改造又は欠陥除去用のベリクルの追加のための装置及びホルダー
- 一 一〇〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してパターンを焼き付けることができるもの
- 二 一回で六ミリメートル四方を超える範囲にパターンを焼き付けることができるもの
- 三 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの
- マスク、レチクル又はペリクルの検査装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次の1及び2に該当するもの
- 分解能が〇・二五マイクロメートル以下のもの
- 一 軸又は二軸の座標上における六三・五ミリメートル以上の距離において、位置決め精度の絶対値が〇・七五マイクロメートル以下のもの
- ウエハー製造用の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- 位置決め精度の絶対値が〇・二五マイクロメートル（平均値に三シグマを加えたもの）未満のもの
- 機械間の重ね合わせ精度の絶対値が〇・三マイクロメートル以上のもの
- 光源の波長が四〇〇ナノメートル未満のもの
- 4 3 2 1 (一) ハイブリッド集積回路のために特に設計したもの
- 電子ビーム装置、イオンビーム装置及びエックス線装置であつて、二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるものの
- レーザー発振器を用いた装置のうち、ウエハーに直接描画方式で二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- 集積回路の組立用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- プログラム内蔵方式のダイボンダーであつて、次の1から3までの全てに該当するもの
- 3 2 1 バンケージのキャップを当該バンケージのキャップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
- 半自動又は全自動のもの
- 毎分一バッケージ以上処理できるもの
- 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当するセラミック集積回路のバンケージ用に特に設計したもの

二 空気中における径が○・三マイクロメートル以下の粒子の数を○・○二八三二立方メートル当たり一〇個以下とすることができるクリーンルーム用のフィルター及びその材料

第八条

輸出令別表第二の三第二号(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置

二 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品のために特に設計した試験装置及び検査装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

(一) 半導体物質中の酸素又は炭素の含有量の測定用に特に設計したもの

二 線幅の測定用のものであつて、分解能が一マイクロメートル以下のもの

(一) ○マイクロメートル以下の平面度の測定用に特に設計したものであつて、分解能が一マイクロメートル以下のもの

ハ プログラム内蔵方式のウエハーブローピング試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 位置決め精度の絶対値が三・五マイクロメートル未満のもの

端子数が六八を超える半導体素子及び集積回路を試験できるもの

(一) 一ギガヘルツを超える周波数で試験できるもの

二 試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体素子及びパッケージに封入されていないダイの試験用に特に設計したものの中、プログラム内蔵方式のものであつて、一八ギガヘルツを超える周波数で試験ができるもの

(二) 集積回路及びその組立品の試験用に特に設計したものの中、プログラム内蔵方式のものであつて、次のいずれかに該当する試験ができるもの

ハ 1 ○メガヘルツを超えるパーソナルレートで実施するもの

2 ○メガヘルツ超二〇メガヘルツ以下のパーソナルレートで実施するものであつて、端子数が六八を超えるパッケージを対象とするもの

3 ○メガヘルツ超二〇メガヘルツ以下のパーソナルレートで実施するものであつて、端子数が六八を超える半導体素子及び集積回路を試験できるもの

一、二〇〇ナノメートルを超える波長でフォーカルブレーキングアレーの性能を評価するために特に設計したものの中、電子計算機による評価又はプログラム内蔵方式による評価を用いるものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 直径○・一二ミリメートル未満の走査光スポットを用いるもの

2 光感度性能パラメータの計測用及び周波数応答、変調伝達関数、応答の均一度又はノイズの評価用に設計したもの

3 縱三二ライン画素、横三二ライン画素を超える画像を生成することができるアレーを評価するために設計したもの

レーザーシステム及び三キロエレクトロンボルト以下のエネルギーで動作するために設計した電子ビーム試験装置であつて、通電状態の半導体素子を非接触のプローブで検査するためのもの

のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) ビームブランкиング又は検出器を用いたストロボ機能を有するもの

(二) 電圧測定用の電子分光計であつて、分解能が○・五ボルト未満であるもの

三 集積回路の性能を解析するための電気試験用のもの

ハ マスク又は半導体素子の製造、修理、物理的レイアウト解析及び試験を行うことができるよう特に設計した多機能式の集束イオンビーム装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 目標に対するビームの位置決めを行つものであつて、位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル以下のもの

(二) デジタルアナログ変換精度が一二ビットを超えるもの

ト レーザー発振器を用いた粒度測定装置であつて、空気中の粒子の径及び分布を測定するために設計したものの中、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) ○・○二八三二立方メートル毎分以上の流速で○・二マイクロメートル以下の粒子径を測定できるもの

(二) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO一四六四四一で定めるクラス四又はそれ以上の空気清浄度を測定できるもの

第九条 輸出令別表第二の三第二号(6)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したボジ型レジストとする。

第十一条 輸出令別表第二の三第二号(7)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品であつて、七〇度超の温度まで使用できるよう設計したもの

信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が○・○一二八実効テラ演算以上のもの電子計算機であつて、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの信号処理又は画像強調のための装置であつて、加重最高性能が○・○一二八実効テラ演算以上のもの

104

二 信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が○・○一二八実効テラ演算以上のもの
三 電子計算機であつて、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの
四 信号処理又は画像強調のための装置であつて、加重最高性能が○・○一二八実効テラ演算以上のもの

二 信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの
三 電子計算機であつて、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの
四 信号処理又は画像強調のための装置であつて、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの
五 第十一条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

1

第十一條 輸出令別表第二の第三第二号(8)に掲げる貨物であつて、**通信装置**であつて、一二四度を超える温度又は零下五度より低い温度で使用できるよう特に設計したものとし、符号ビットを除いた分解能が一四ビット以上のものであつて、変換速度が二〇〇、〇〇〇回毎秒以上のもの

二二

1

-)

(二) (一)
三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるロードコントローラ用の装置及びそれに関連する共通の媒体
通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

八

(一) レーザー発振器を用いたものであって次のいすれかは該当するもの
一、〇〇〇ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの
二、ナニダ云々テ式と用ひ、こちらが、吉成富バ四五メガヘルツを招くる

(二)

(四) (三) コヒーレント伝送方式を用いたもの

3

(五) レーザー光を増幅する機能を有するもの無線送信機及び無線受信機であつて、次の

1

(二) 以外の用途に使用するものであつて、二六・五ギガヘルツを超える周波数で動作するものの総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであつて、四値を超える直交振幅変調技術を

6

(五) (四)
総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであつて、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの
直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであつて、スペクトラム効率が三ビット毎ヘルツを超えるもの

六)

(六) 一・五八九ヘルツ以上ノ一・五八九ヘルツ以下ノ周波数範囲で使用できるものにシテ
通応器の干渉信号排斥技術を用いたものであつて
干渉信号を一五ラジヘルツ起えて排斥すること
ができるよう設計したもの

8

ハロイド
ハクサンモード動作には設計したデータ交換装置並てはその部分品及び附属装置
データグラム方式によりパケットデータのルート指定又は交換を行うもの
回線交換のための多重レベルの優先権及びブリエンブリジョンを設定する機能を有するもの

三

ト

トチ
経路選択方式がタイナミックルーティング方式のもの。
パケット交換機、回線交換機及びルーターであつて、次のいずれかに該当するもの。
(一) 通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

- (二) 三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルエリアネットワーク用の装置及びそれに関連する共通の媒体リ

又 電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるよう設計したもの

四 長さが五〇メートルを超える光ファイバー及び光ファイバーケーブルであつて、单一モード用に設計したもの

五 フェーズドアーレンテナであつて、ノードから受信したデータをダイナミックルーティング方式によるトラフィック制御のために処理するよう設計したもの

六 一〇・五ギガヘルツを超える周波数で使用できるよう設計したもの

七 移動通信装置並びにその部分品及び附属品

八 無線中継通信装置であつて、一九・七ギガヘルツ以上の周波数で使用するよう設計したもの及びその部分品

リフオームとする。

第十二条 輸出令別表第二の三第二号（9）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。

第十四条 輸出令別表第二の三第二号（10）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十一條に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリ

含む。)のいずれかに該当するものとする。

第十五条 輸出令別表第二の三第二号（11）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であつて、貨物等省令第八条第九号（同号へを含む。)のいずれかに該当するものとする。

一 水中にある物体又は水底に埋もれた物体の探知又は位置の決定ができるもの

二 水底の地形又は水深を測定できるもの

三 船舶の位置を決定できるもの

第十六条 輸出令別表第二の三第二号（13）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 イメージ増強管及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ イメージ増強管であつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一） 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

（二） 電子イメージの倍率機能を有するマイクロチャネルプレートであつて、隣接する二のチャネルの中心間の距離が二五マイクロメートル未満のもの

（三） 光電陰極が次のいずれかに該当するもの

1 主材料にマルチアルカリを用いたもの

2 主材料に硫酸ガリウム又は硫酸インジウムガリウムを用いたもの

ロ 特に設計したマイクロチャネルプレートであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 隣接する二のチャネルの中心間の距離が二五マイクロメートル未満のもの

（二） 可視領域又は赤外線領域で動作する直視型のイメージング装置であつて、第一号イに該当するイメージ増強管を組み込んだもの

第十七条 輸出令別表第二の三第二号（14）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、電子式のカメラであつて、貨物等省令第九条第三号ニ（二）2又はホ（二）に該当するフオーカルプレーンアレーを組み込んだものとする。

一 光学フィルターであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二五〇ナノメートルを超える波長の光について使用できるように設計したものであつて、多層のコーティングをしたもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一） 透過させる光の帯域幅が半値全幅で一ナノメートル以下であり、かつ、透過率の最大値が九〇パーセント以上のもの

（二） 透過させる光の帯域幅が半値全幅で〇・一ナノメートル以下であり、かつ、透過率の最大値が五〇パーセント以上のもの

ロ 二五〇ナノメートルを超える波長の光について使用できるように設計したものであつて、次の（一）から（四）までの全てに該当するもの

（一） 透過させる光の波長を五〇〇ナノメートル以上変更することができるもの

（二） 透過させる光の瞬時周波数の帯域幅が半値全幅で一・二五ナノメートル以下のもの

（三） 一ミリ秒以内に、一ナノメートル以下の精度で透過させる光の波長を再設定できるもの

口 多重横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ウオールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであつて、平均出力が三〇ワットを超えるもの

(二) 平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

六 波長可変レーザー発振器以外のレーザー発振器であつて、一、四〇〇ナノメートル超一、五五五ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう設計したものうち、次のいずれかに該当するものの

イ 一パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの

ロ 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

第二十条 輸出令別表第二の三第二号(17)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 磁力計であつて、感度（帶域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。）が一・〇ナノテスラ未満のもの

二 超電導材料を用いた部分品（ジョセフソン効果素子又は超電導量子干渉素子を含む。）を有するセンサーであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 当該部分品を使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるよう設計したもの

ロ 一キロヘルツ以下の周波数の電磁場の変動を検出できるよう設計したもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

（一） 最小線幅が二マイクロメートル未満の薄膜超電導量子干渉素子を組み込んだものであつて、入出力回路を有するもの

（二） 磁場の変動速度が一秒につき一、〇〇〇、〇〇〇磁束量子を超える場合に使用できるよう設計したもの

（三） 磁気遮蔽を用いて、地球磁場中で使用できるよう設計したもの

（四） 温度係数が温度一度当たり〇・一磁束量子未満のもの

第二十一条 輸出令別表第二の三第二号(18)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、地上用の重力計であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 静止状態における測定精度の絶対値が一〇〇マイクロガル未満のもの

二 ウォルドン型のもの

第二十二条 輸出令別表第二の三第二号(19)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のレーダー装置及びその部分品

二 宇宙用のレーザーレーダー（ライダーを含む。）であつて、測量用又は気象観測用に特に設計したもの

三 回転翼航空機のために特に設計したミリ波の拡張型ビジョンレーダー撮像システムであつて、次のイからニまでの全てに該当するもの

イ 動作周波数が九四ギガヘルツのもの

ロ ワンミリワット未満のもの

ハ 平均出力が二〇ミリワット未満のもの

ハ レーダーのビーム幅が一度のもの

ニ 動作範囲が一、五〇〇メートル以上のもの

一 地震波を検知する装置（三に該当するものを除く。）

二 放射線による影響を防止するよう設計したテレビカメラ

三 地震波を検知及び分類し、震源の位置を判定するシステム

第二十三条 輸出令別表第二の三第二号(20)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 地震波を検知する装置（三に該当するものを除く。）

二 放射線による影響を防止するよう設計したテレビカメラ

三 自由電子レーザー発振器用のフォトインジエクターを製造、試験又は検査するためのもの

第二十四条 輸出令別表第二の三第二号(21)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 自由電子レーザー発振器用の磁気ウイグラーを製造、試験又は検査するためのもの

二 光検出器の材料となる物質であつて、亜鉛含有量がモル比で六・パーセント以上のもの

三 自由電子レーザー発振器の縦方向の磁場を調整するためのもの

第二十五条 輸出令別表第二の三第二号(22)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ピート長が五〇〇ミリメートル未満になるよう改質した光検出器用の光ファイバー

二 貨物等省令第九条第十六号ト(一)に該当する化合物から形成したふつ化物ガラス

イ ふつ化物であつて、次のいずれかに該当するもの

第十八章 第二号に該当する光ファイバーのブリッジフォームであつて、ふたたび化物の純度が九十九・九九九パーセント以上のもの。

第二十九条 輸出令別表第一の三第一号(24)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする輸出令別表第一の三第一号(25)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。第二十八条 第二十九条 輸出令別表第一の三第二号(26)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 水中用の機器装置であつて、次の如きに該当するもの
イ 潜水艇に搭載して遠隔操作ができるように特に設計又は
　　の如きを有する。

□ 水中用のテレビカメラであつて、空気中で計測された解像度が七〇〇本を超えるもの

三 水中用に特に設計又は改造したストロボ法を用いた照明装置であつて、一回のフラッシュ当たりのエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもの。水中用のカメラ装置（第一号又は第二号）に該当するものを除く。

水中における活動用に設計した装置（第一船舶（ゴムボートを含む。）及びその部分

十一 水中用の照明装置（第三号に該当するものを除く。）
エアーリングダーニ充填するための設計したエアコノプレッサー及び諸器具装置

十二イ 船舶用のボイラ一であつて、次のいずれかに該当するもの
炉の容積一立方メートル当たりの一時間の最大発熱量が七、〇七九、二〇〇キロジユール以上となるように設計したもの

口 一時間の最大蒸気発生量をボイラーワーの乾燥重量で除して得た数値は、第十二号に該当する船舶用のボイラーワーの主要な部品及び附属品の重量を算出するうえで重要な参考値となる。

第三十一条 製造今後表第二の三第一回(27)に掲げる自動車並て、運送業者にて定めたものに該当するものとする。二、装輪式のトラクターであつて、積載量が九トン以上のもの並びにその主要な部品及び附属品。

三 トランクターであつて、後輪の車軸の数が一又は二のもののうち、一の軸にかかる荷重が九トン以上のもの及びその主要な部分品 第三十一條 輸出令別表第二の三第二号(一八)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

軍用機のうち、軍事作戦のために特別に装備又は改造していいものであつて、次のレシプロエンジンを使用した輸送機又はターボプロップエンジンを使用（）（）は西昌幾

二ハロ
連絡機
レシプロエンジンを使用した多目的機

ホ レシプロエンジンを使用した偵察機
二 航空機（第一号に該当するものを除く。）

四三 航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品
航空機の部分品（第三号又は第五号に該当するものを除く）

五 航空機用の与圧呼吸機器及びその部分品

第三十二条 輸出令別表第一の三第二号に掲
第三十三条 輸出令別表第一の三第二号(30)に掲
第三十四条 輸出令別表第一の三第二号(31)に掲

第三一四六 輸出金別表第二の三第二号(32)に掲
一 ガスター・ビンエンジンのブレードの肉厚を測定
二 ノギ用二、フナノ、ツバメノ、宣解

レーザー加工、ウオーリングコントローラー等の電気工事は、電角力工又はガ電角力工により貨物等省令第二十五条第三項第一号ハで規定するが、あらかじめ行なつたもの工具セラミック製のニアを溶解除去する装置

四五 セラミック製のエアの製造用の装置及び工具
セラミック製のシェル用のろう型を製作する装置

六 セラミック製のシェルの脱ろう及び焼成装置
第三十五条 輸出令別表第二の三第一号(32)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 二二 アルキル化装置（第十五号に該当するものを除く。）及び異性化装置
二一 多環芳香族炭化水素製造装置（水素化脱アルキル装置又はベンゼン製造装置を含む。）
二〇 原油常圧蒸留装置及び減圧蒸留装置
一九 接触改質装置及び接触分解装置
一八 遅延コーカー
一七 フレキシコーカー
一六 重油脱硫装置用の加熱炉
一五 重油脱硫装置
一四 重合装置
一三 溶剤脱れき装置
一二 アミンスクラビング装置（酸性ガス除去装置又はアミンガス処理装置を含む。）、硫黄回収装置、テールガス処理装置
一一 硫黄生産装置
一〇 硫酸アルキル化装置及び硫酸再生装置
九 热分解装置（第五号又は第六号に該当するものを除く。）
八 トランスアルキル化装置（不均化装置を含む。）
七 ビスブレーカー
六 減圧残油水素化分解装置
五 流動接触分解で使用される触媒
四 水素化処理（水素化精製及び水素化分解を含む。）で使用される触媒
三 アルキル化で使用される触媒
二 接触改質で使用される触媒
一 第三十六条 輸出令別表第二の三第二号（33）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
二 量子計算機及びそれに使用するようによりに特に設計した附属品並びにこれらに使用するようによりに特に設計した部分品
一 量子の特性を利用した装置であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 量子エレクトロニクス
ロ ハロゲン
ニ ニュニット
ト ポックセルスセル
一 ホーム
二 ヘリウム
三 レーザーシステム
四 量子ビット回路
五 量子ビットデバイス
六 量子レーダーシステム
七 量子ビットデバイスセル
八 トランジスタ
九 ハロゲン
一〇 ハロゲン
一一 ハロゲン
一二 ハロゲン
一三 ハロゲン
一四 ハロゲン
一五 ハロゲン
一六 ハロゲン
一七 ハロゲン
一八 ハロゲン
一九 ハロゲン
二〇 ハロゲン
二一 ハロゲン
二二 ハロゲン
二三 ハロゲン
二四 ハロゲン
二五 ハロゲン
二六 ハロゲン
二七 ハロゲン
二八 ハロゲン
二九 ハロゲン
三〇 ハロゲン
三一 ハロゲン
三二 ハロゲン
三三 ハロゲン
三四 ハロゲン
三五 ハロゲン
三六 ハロゲン
三七 ハロゲン
三八 ハロゲン
三九 ハロゲン
四〇 ハロゲン
四一 ハロゲン
四二 ハロゲン
四三 ハロゲン
四四 ハロゲン
四五 ハロゲン
四五 光電子顕微鏡（原子間力顕微鏡を含む。）
四五 前四号に該当する顕微鏡のために特に設計した装置（検出器を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの
イ エンタープライズ
ロ エネルギー分散型エックス線分光法を用いたもの
一 積層造形用の装置であつて、次のイ又はロの方式を用いたもの
イ パウダーベッド方式
ロ バインダージェッティング方式
二 積層造形用の装置であつて、エネルギー材料の製造用のもの
三 積層造形用の装置であつて、液槽光重合方式を用いたもの
- 第三十七条 輸出令別表第二の三第二号（34）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 走査型電子顕微鏡
二 走査オーディオ顕微鏡
三 透過型電子顕微鏡
四 走査型力顯微鏡（原子間力顯微鏡を含む。）

四 粉末状の金属及び金属合金であつて、第一号に該当する装置に使用することができるもの
第三十九条 輸出令別表第二の三第二号（36）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第四十条 輸出令別表第二の三第二号（37）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。

第四十一条 輸出令別表第二の三第二号（38）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料

二 変換効率が三〇パーセントを超える太陽電池の製造用の装置

第四十二条 輸出令別表第二の三第二号（39）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条 輸出令別表第二の三第二号（40）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 極低温用に設計した冷却装置であつて、四八時間以上一・一ケルビン未満の温度を維持するよう設計したもの

二 前号に該当する冷却装置の附属装置及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ パルスチューブ

ロ クライオスタット

ハ デュワー瓶

ニ ガスハンドリングシステム

ホ ポリマー圧縮機

ヘ 制御ユニット

メ ホルダ

ガラス管

マグネット

ソーラーパネル

テルモセンサー

モーター

ブレーキ

ブッシュ

スクリュー

スリーブ

第四十四条 輸出令別表第二の三第二号（41）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条 輸出令別表第二の三第二号（42）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条 輸出令別表第二の三第二号（43）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 数値制御を行うことができる工作機械であつて、いずれか一軸以上の直線軸の移動量が八メートルを超えるもの

二 数値制御を行うことができる工作機械であつて、輪郭制御を行うことができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 輪郭制御を行うことができる軸数が二以上のもの

ロ 國際規格 ISO二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が次のいずれかに該当するもの

（一） 旋削をすることができる工作機械であつて、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

（二） フライス削りをすることができる工作機械であつて、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

（三） 研削をすることができる工作機械であつて、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

三 数値制御を行うことができる工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御を行うことができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付け

ることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御を行うことができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの及びそのために特に設計した部分品

（一） 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルを有するもの

スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの軸方向の振れが〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向の振れが〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

国際規格 ISO二三〇／二（工作機械の試験通則第二部）四・三・四で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が〇・〇〇一度未満のもの

（四） 鏡面仕上げ用の工作機械（数値制御を行うことができるものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの及びそのために特に設計した部分品

（一） シングルポイント切削工具を用いた旋盤であつて、次の（二）から（五）までの全てに該当するもの

直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が測定距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇〇五ミリメートル未満のもの

直線軸の全長について測定したときの両方向位置決めの繰返し性が測定距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇〇二五ミリメートル未満のもの

スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが〇・〇〇〇四ミリメートル未満のもの

全移動距離における真直度が一秒未満のもの

(四) (五) 全移動距離における真直度が二秒未満のもの
国際規格 ISO-2300/1 (工作機械の試験通則第一部) 五・五で定める測定方法により測定した運動の直角度が移動距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇一ミリメートル未満のもの

口 (一) フライカットティングをすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(二) (一) は、
全移動距離における真直度が二秒未満のもの

工作機械用の数値制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

輪郭制御をすることができる軸数が四のもの、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、軸の最小設定単位が○・○○一ミリメートル未満のもの

八 輸郭制御をすることができる軸数が二から四までのもののうち、CADデータを直接受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの

イ
輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの

口 次のいずれかに該当する方法によって、加工中に工具経路送り速度又はスピントルデータを修正するために内部データを実時間で処理すること

(二) 測定された複数の物理変数及び加工命令を変更するための計算モデルによる処理を用いる

十七条 ハ CADデータを受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの
ハ 出令別表第二の三第二号(44)に掲げる貨物であつて、満了業者命令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

クロークイング又は適応型の迷彩に用いられる材料

高エンタロピー合金
ホイスラー化合物

キタエフ材料（キタエフ量子スピン液体を含む。）
輸出令別表第二の三第二号（45）に掲げ

該當するものとする。

印刷方式に用いられるもの
有機エレクトロニクスに用いられるもの

十九条 輸出令別表第一の三第二号(46)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するよう特に設計した部分及び付属品とする。

第十条 輸出令別表第一の三第一号（47）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれに類するもの（こん棒及びトンファーを含む。）並びにむ

とする。
輸出令別表第一の三第二号(48)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用するよう特に設計した部分品とする。

十二条 輸出令別表第二の三第二号(49)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供するものであつて、次のいずれかに該当するもの並びにそれに使用する

手錠

拘束衣

向浦の二つの器皿（前略略）該當するので代用（。）。

持東のための器具（前各号に該当するものを除く）

破碎流体 破碎流体の添加剤 (プロパントを含む。)

一水圧破碎に用いられる高压ポンプ
（前回）
（前回）

輸出令別表第一の三第三号(51)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、裝置として用いられる或るの石と、十五条

ホットセル
放射性物質の取扱いに適したグローブボックス

十六條 輸出令別表第一の二第二号(53)に掲

- 一 催涙剤（容器に入れた正味重量が二〇グラム以下のものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ クロロベンザルマロノニトリルの含有量が全重量の一%以下のもの
 - ロ クロロアセトフェノンの含有量が全重量の一%以下のもの
- 二 くしやみ剤（容器に入れた正味重量が八五・〇五グラム以下のものを除く。）
- 三 発煙弾及びその部分品
- 四 手りゅう弾及びその部分品
- 五 てき弾及びその部分品
- 六 爆薬
- 七 発煙筒その他の火工品及びその部分品（軍用及び民生用の両方に用いられるものに限る。）

第五十七条 輸出令別表第二の三第二号（54）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、指紋の採取に用いられるものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 粉末

二 染料

三 インク

第五十八条 輸出令別表第二の三第二号（55）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一 個人用の線量計

二 鉱業、採石業、農業、医薬品製造業、医療業、獣医学、環境計量証明業、廃棄物処理業、食料品製造業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置

第五十九条 輸出令別表第二の三第二号（56）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 放射線の探知、監視又は測定のための装置

二 放射線写真用の装置

第六十条 輸出令別表第二の三第二号（57）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ふつ素製造用の電解槽

二 粒子加速器

三 電気業用に設計したプロセス制御装置

四 フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置であつて、冷却能力が連続的に一九・三キロワット以上のもの

五 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

第六十一条 輸出令別表第二の三第二号（58）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次の各号の全てに該当する複合材料に用いられる繊維とする。

一 比弹性率が三、一八〇、〇〇〇メートル以上のもの

二 比強度が七六、二〇〇メートル以上のもの

第六十二条 輸出令別表第二の三第二号（59）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ワクチンであつて、貨物等省令第二条の二第一項に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの及びこれらに対して免疫の効果を得させるために設計したものの

二 免疫毒素であつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号若しくは第四号に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの

三 医療製品であつて、次のいずれかを含有するもの

第六十三条 輸出令別表第二の三第二号（60）に該当するもの（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン又はこれらのサブユニットを除く。）

一 ワクチンであつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除去した生物（意図的な分子操作によつて核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。次号ハにおいて同じ。）であつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシンを除く。以下口において同じ。）に該当するもの、サキシトキシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。次号ハにおいて同じ。）であつて、同項第三号に該当するもの、サキシトキシン若しくはリ

シン若しくはこれらのサブユニットの塩基配列を有するもの

四 医療製品であつて、次のいずれかを含有するもの（前号に該当するものを除く。）

イ ボツリヌス毒素又はそのサブユニット

ロ コノトキシン又はそのサブユニット

ハ 遺伝子を改変した生物であつて、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素であつて、ボツリヌス毒素若しくはコノトキシン若しくは

これらサブユニットの塩基配列を有するもの

五 診断用又は食品検査用のキットであつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するものを含有するもの

第六十四条 輸出令別表第二の三第二号（60）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 石油の掘削のために特別に設計された成形炸薬（单一軸方向に作用し、一回のみ使用できるものに限る。）であつて、爆発により穴を開けるもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

- イ 輸出令別表第一の一の項(二)、(三)若しくは(四)又は貨物等省令第三条第七号、第四条第十六号若しくは第十三条第一項若しくは第二項に該当する貨物（以下「エネルギー源となる物質」という。）を調合したものと含有するもの
- ロ 均一に成形された円すい形のライナーを有するものであつて、その開先の角度が九〇度以下のもの
- ハ ○・○一キログラム超○・○九キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有し、かつ、直徑が一四・三ミリメートル以下のもの
- 導爆線及び導火管であつて、一メートル当たり○・○六四キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 作動薬包であつて、燃焼性の物質中に、○・七キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 雷管及びその組立品であつて、○・○一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 点火管であつて、○・○一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 油井用薬包であつて、○・○一五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 充填又は圧填により成形された市販の伝爆薬（ブースター）であつて、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 市販かつ既製のスラリー爆薬及びエマルション爆薬であつて、一〇キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- カッター及び切断具であつて、三・五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 火工品のうち、民生用途のために設計したものであつて、三キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの
- 市販の爆薬及び火工品であつて、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 十三 気体の三ふつ化窒素
- 第六十四条 輸出令別表第二の三第二号（61）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの
- 二 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの
- ロ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物
- (一) 貨物等省令第二条第一項第一号に該当する化学物質
- (二) 貨物等省令第二条第一項第三号レからオまで又はヤに該当する化学物質
- 二 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 貨物等省令第二条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一パーセント以下のもの
- ロ 貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下のもの
- ハ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物
- (一) 貨物等省令第二条第一項第二号ニからトまでのいずれかに該当する化学物質
- (二) 貨物等省令第二条第一項第三号クに該当する化学物質
- 三 医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキットであつて、貨物等省令第二条第一項各号に該当する化学物質を含有するもの
- 第六十五条 輸出令別表第二の三第二号（62）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ポリアリーレンエーテルケトンであつて、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 硬化鋼又はタンクステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直徑三ミリメートル以上のもの
- 二 モネル製の板
- 三 ポリエーテルケトン
- 四 ポリエーテルケトンエーテルケトン
- 五 ポリエーテルケトンエーテルケトン
- 六 ポリエーテルケトンエーテルケトン
- 第七十六条 輸出令別表第二の三第二号（64）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自動的に探知し、かつ、識別するよう設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。
- 第六十八条 輸出令別表第二の三第二号（65）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。
- 一 アルファ線を放出する放射線核種
- 二 フッ素
- 三 濃度が二〇重量パーセント以上の硝酸
- 四 リン酸トリブチル
- 五 アルファ線を放出する放射線核種
- 第六十七条 輸出令別表第二の三第二号（64）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自動的に探知し、かつ、識別するよう設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。
- 第六十八条 輸出令別表第二の三第二号（65）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。

一 動作周波数が三〇ギガヘルツ以上三、〇〇〇ギガヘルツ以下のもの
 二 一〇〇メートルの距離における空間分解能が〇・一ミリラジアン以上一ミリラジアン以下のもの
第六十九条 輸出令別表第二の三第二号(66)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、軸受であつて、次のいずれかに該当するものとする。
 一 玉軸受であつて、米国國家規格協会又は米國軸受製造者協会で定める精度がA B E C I - 七 P 、 A B E C I - 七 T 若しくは産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格B一五一四一一号で定める精度の等級が四級以上のもの又はこれらと同等の精度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 イ 摂氏三〇〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの
 ロ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの
 二 円すいころ軸受であつて、米国國家規格協会又は米國軸受製造者協会で定める精度がC l a s s A 以上のもの又はそれと同等の精度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 イ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの
 ロ 摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの
 三 気体潤滑のフォイル軸受であつて、摂氏二八八度以上の動作温度で使用できるように設計したもの
 四 能動型の磁気軸受システム

五 ふつ素重合体のライニングを用いた自動調心軸受又はジャーナル滑り軸受であつて、摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの
第七十条 輸出令別表第二の三第二号(67)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ステンレス鋼、銅及びニッケルの合金その他ニッケル若しくはクロムのいずれかに該当するものとする。

第七十一条 輸出令別表第二の三第二号(68)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、可搬型の発電機のうち、次のいずれかに該当するものとする。

一 管及び継手であつて、内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が三・四メガパスカル以上のもの
 二 斧であつて接続部の内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が一〇・三メガパスカル以上のもの
第七十二条 輸出令別表第二の三第二号(69)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、可搬型の発電機のうち、次のいずれかに該当するものとする。
 一 重量が二、二六八キログラム以下であつて、車輪付きのもの
 二 最大積載量が二・五トンの自動車により運搬できるもの

第七十三条 輸出令別表第二の三第二号(70)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ベローズ斧とする。

第七十四条 輸出令別表第二の三第二号(71)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、歯車の製造用又は仕上げ用の機械であつて、米国歯車製造業者協会で定める精度がA G M A 一一を超える歯車の製造又は仕上げをすることができるものとする。

第七十五条 輸出令別表第二の三第二号(72)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、手動の寸法検査装置及び測定装置であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

一 測定軸の数が二以上のもの
 二 いずれの測定軸においても、マイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇三を乗じて得た数値に三を加えた数値以下のもの

第七十六条 輸出令別表第二の三第二号(73)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ロボットであつて、プログラム又はデータの作成又は変更を行うために、一以上のセンサーから送信された情報をフィードバック制御により即時に処理することができるものとする。

第七十七条 輸出令別表第二の三第二号(74)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第四十六条、第七十四条から第七十六条までに掲げる貨物に使用するよう特に設計されたものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 少なくともスピンドル及び軸受から構成されるスピンドルの組立品であつて、スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向又は軸方向の振れがそれぞれ〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

二 数値制御装置、工作機械又はフィードバック装置を第四十六条又は第七十四条から第七十六条までに規定するこれらの性能と同等以上の性能に到達させるために特に設計した電子回路のプリント基板

三 シングルポイントダイヤモンド工具のインサートであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
 イ いずれの方向に四〇〇倍拡大した場合であつても損傷及び欠陥のない切削用の刃を有するもの
 ロ コーナ半径が〇・一ミリメートル以上五ミリメートル以下のも

ハ コーナ半径の真円度が〇・〇〇二ミリメートル未満のもの

第七十八条 輸出令別表第二の三第二号(75)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、アイソスタチックプレスとする。

第七十九条 輸出令別表第二の三第二号(76)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、油圧式の成形機、ベローズ成形用の型その他のベローズの製造用の装置とする。

第八十条 輸出令別表第二の三第二号(77)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 レーザー溶接機
 二 ミグ溶接機

第八十一条 輸出令別表第二の三第二号(78)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、モネル製の装置(斧、管及びタンクその他の容器を含む。)とする。

第八十二条 輸出令別表第二の三第二号（79）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、採鉱又は穿孔に用いられる大型の機械であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 直径が六〇センチメートルを超える穴を穿孔することができるボーリング機械

二 鉱業で使用される土木機械
第八十三条 輸出令別表第二の三第二号（80）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ニッケル又はアルミニウムにより部品を被覆するために設計した電気メッキ用の装置とする。

第八十四条 輸出令別表第二の三第二号（81）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、出力が三・七キロワット以上の電動機とともに使用するよう設計した産業用のポンプとする。

第八十五条 輸出令別表第二の三第二号（82）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、高真空で使用するよう特に設計した管、フランジ継手、弁、ガスケット及び閥連装置とする。

第八十六条 輸出令別表第二の三第二号（83）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 紹りスピニング加工機

二 しごきスピニング加工機

第八十七条 輸出令別表第二の三第二号（84）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）とする。

第八十八条 輸出令別表第二の三第二号（85）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器とする。

第八十九条 輸出令別表第二の三第二号の二（1）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二五・〇八項に該当するもの

二 関税率表第一五・〇九項に該当するもの

三 関税率表第一五・一二項に該当するもの

四 関税率表第一五・一五項に該当するもの

五 関税率表第一五・一八・二〇号に該当するもの

六 関税率表第一五・一九・一〇号に該当するもの

七 関税率表第一五・二〇・一〇号に該当するもの

八 関税率表第一五・二一項に該当するもの

九 関税率表第一五・二二項に該当するもの

十 関税率表第一五・二五項に該当するもの

十一 関税率表第一五・二六項に該当するもの

十二 関税率表第一五・二七・二〇号に該当するもの

十三 関税率表第一五・二七・二一項に該当するもの

十四 関税率表第一五・二七・二二項に該当するもの

十五 関税率表第一五・二七・二三項に該当するもの

十六 関税率表第一五・二七・二四項に該当するもの

十七 関税率表第一五・二七・二五項に該当するもの

十八 関税率表第一五・二七・二六項に該当するもの

十九 関税率表第一五・二七・二七項に該当するもの

二十 関税率表第一五・二七・二八項に該当するもの

二十一 関税率表第一五・二七・二九項に該当するもの

二十二 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十三 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十四 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十五 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十六 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十七 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十八 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

二十九 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

三十 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

三十一 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

三十二 関税率表第一五・二七・二一〇号に該当するもの

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二（2）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第一七・〇七・三〇号に該当するもの

二 関税率表第一七・〇八・二〇号に該当するもの

三 関税率表第一七・〇八・二一〇号に該当するもの

四 関税率表第一七・一〇・一九号に該当するもの

五 関税率表第一七・一二・二〇号（第二七一二・二〇号を除く。）に該当するもの

六 関税率表第一七・一二項に該当するもの

七 関税率表第一七・一五項に該当するもの

八 関税率表第一七・一五項に該当するもの

九 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十一 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十二 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十三 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十四 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十五 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十六 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十七 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十八 関税率表第一七・一五項に該当するもの

十九 関税率表第一七・一五項に該当するもの

二十 関税率表第一七・一五項に該当するもの

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二（3）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第一八・〇四・一〇号、第二八〇四・三〇号及び第二八〇四・八〇号に該当するもの

二 関税率表第一八・〇七・三一號に該当するもの

三 関税率表第一八・二七・三五號に該当するもの

四 関税率表第一八・二九・一九號を除く。に該当するもの

五 関税率表第一八・三三・二四號に該当するもの

六 関税率表第一八・三三・三〇號に該当するもの

七 関税率表第一八・三四・一〇號、第二八三六・三〇號、第二八三六・五〇號に該当するもの

八 関税率表第一八・四三項（第二八四三・二一号及び第二八四三・九〇号を除く。）に該当するもの

九 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十一 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十二 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十三 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十四 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十五 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十六 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十七 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十八 関税率表第一八・四七項に該当するもの

十九 関税率表第一八・四七項に該当するもの

二十 関税率表第一八・四七項に該当するもの

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二（4）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第三二・〇一項に該当するもの

二 関税率表第三二・〇二項に該当するもの

三 関税率表第三二・〇三項に該当するもの

四 関税率表第三二・〇四項に該当するもの

五 関税率表第三二・〇五項に該当するもの

六 関税率表第三二・〇六項に該当するもの

七 関税率表第三二・〇七項に該当するもの

八 関税率表第三二・〇八項に該当するもの

九 関税率表第三二・〇九項に該当するもの

十 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十一 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十二 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十三 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十四 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十五 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十六 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十七 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十八 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

十九 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

二十 関税率表第三二・一〇項に該当するもの

- 六 関税率表第三二一一二・九〇号に該当するもの
- 七 関税率表第三二・一四項に該当するもの
- 八 関税率表第三二・一五項(第三二一五・九〇号を除く。)に該当するもの
- 第九十三条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。
- 第九十四条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(6)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第三五〇五・一〇号に該当するもの
- 二 関税率表第三五〇六・九九号に該当するもの
- 第九十五条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(7)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・一〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。
- 第九十六条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(8)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第三八〇一・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第三八〇六・二〇号に該当するもの
- 三 関税率表第三八・〇七項に該当するもの
- 四 関税率表第三八・〇九項に該当するもの
- 五 関税率表第三八・一〇項に該当するもの
- 六 関税率表第三八・一二・二〇号に該当するもの
- 七 関税率表第三八・一三項に該当するもの
- 八 関税率表第三八・一四項に該当するもの
- 九 関税率表第三八・一五項に該当するもの
- 十 関税率表第三八・一六項に該当するもの
- 十一 関税率表第三八・一七項に該当するもの
- 十二 関税率表第三八・一八項に該当するもの
- 十三 関税率表第三八・一九項に該当するもの
- 十四 関税率表第三八・二〇項に該当するもの
- 十五 関税率表第三八・二一三号に該当するもの
- 十六 関税率表第三八・二四・八四号及び第三八二四・九九号に該当するもの
- 十七 関税率表第三八・二五・九〇号に該当するもの
- 十八 関税率表第三八・二六項に該当するもの
- 十九 関税率表第三八・二七・九〇号に該当するもの
- 二十 関税率表第三八・二七・九〇号に該当するもの
- 第九十七条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(9)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第三九〇一・四〇号に該当するもの
- 二 関税率表第三九〇二・一〇号を除く。に該当するもの
- 三 関税率表第三九〇三・九〇号に該当するもの
- 四 関税率表第三九〇四・一〇号及び第三九〇四・五〇号に該当するもの
- 五 関税率表第三九・〇五項に該当するもの
- 六 関税率表第三九・〇六項に該当するもの
- 七 関税率表第三九〇七・二一号、第三九〇七・四〇号、第三九〇七・七〇号及び第三九〇七・九一号に該当するもの
- 八 関税率表第三九〇八・一〇号及び第三九〇九・三一号を除く。に該当するもの
- 九 関税率表第三九〇九・〇八項に該当するもの
- 十 関税率表第三九一〇・一一号、第三九一二・二〇号及び第三九一二・九〇号に該当するもの
- 十一 関税率表第三九一五・二〇号に該当するもの
- 十二 関税率表第三九一七・一〇号、第三九一七・三一号、第三九一七・三三号、第三九一七・三三号、第三九一〇・一〇号、第三九一〇・六一号、第三九一〇・六九号、第三九一〇・七三号、第三九二〇・九〇号に該当するもの
- 十三 関税率表第三九二二・九〇号に該当するもの
- 十四 関税率表第三九二五・二〇号に該当するもの
- 第九十八条** 輸出令別表第二の三(第二号の二(10)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第一項	關稅率表第四〇・○二項に該當するもの
第二項	關稅率表第四〇・○五項に該當するもの
第三項	關稅率表第四〇〇六・一〇号及び第四〇〇八・二一号に該當するもの
第四項	關稅率表第四〇〇九・一二号及び第四〇〇九・四一号に該當するもの
第五項	關稅率表第四〇・一〇項に該當するもの
第六項	關稅率表第四〇一・二〇号及び第四〇一・三〇号に該當するもの
第七項	關稅率表第四〇・一二項に該當するもの
第八項	關稅率表第四〇一六・九三号に該當するもの
第九項	輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第一項	關稅率表第四〇一八・四〇号及び第四〇一八・七九号に該當するもの
第二項	輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第三項	輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第四項	關稅率表第四七・〇一項に該當するもの
第五項	關稅率表第四七・〇七項に該當するもの
第六項	關稅率表第四七・〇八項に該當するもの
第七項	關稅率表第四七・〇九項に該當するもの
第八項	關稅率表第四八・一〇項に該當するもの
第九項	關稅率表第四八・一九号に該當するもの
第十項	關稅率表第四八・一九号に該當するもの
第十一項	關稅率表第四八・一九・二〇号に該當するもの
第十二項	關稅率表第四八・二三項に該當するもの
第十三項	關稅率表第四八・二三項に該當するもの
第一項	輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、關稅率表第四九・〇六項に該當するものとする。
第二項	輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、關稅率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該當するものとする。
第三項	輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、關稅率表第五一・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該當するものとする。
第四項	輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、關稅率表第五三・〇八項に該當するものとする。
第五項	輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第六項	關稅率表第五四〇二・六三号に該當するもの
第七項	關稅率表第五四・〇三項に該當するもの
第八項	關稅率表第五四・〇四項に該當するもの
第九項	輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 第一 関税率表第五五・○一項に該当するもの
- 第二 関税率表第五五・○二項に該当するもの
- 第三 関税率表第五五・○三項、第五五・○六項、第五五一二・二一項及び第五五一二・九九号に該当するもの
- 第四 関税率表第五五〇・四・九〇号、第五五・○七項及び第五五・一六項に該当するもの
- 第一百九条** 輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第五六〇一・二九号及び第五六〇一・三〇号に該当するもの
- 二 関税率表第五六・○四項に該当するもの
- 三 関税率表第五六・○五項に該当するもの
- 四 関税率表第五六〇七・四一号に該当するもの
- 第一百十条** 輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・○三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。
- 第一百一条** 輸出令別表第二の三第二号の二(23)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第五九・○一項に該当するもの
- 二 関税率表第五九・○五項に該当するもの
- 三 関税率表第五九・○八項に該当するもの
- 四 関税率表第五九・一〇項に該当するもの
- 五 関税率表第五九・一一・二〇号及び第五九一一・九〇号を除く。に該当するもの
- 第一百十二条** 輸出令別表第二の三第二号の二(24)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六〇〇一・九九号、第六〇・○三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする。
- 第一百十三条** 輸出令別表第二の三第二号の二(25)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六三・○九項に該当するものとする。
- 第一百十四条** 輸出令別表第二の三第二号の二(26)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第六八〇二・九二号に該当するもの
- 二 関税率表第六八〇四・二三号に該当するもの
- 三 関税率表第六八・○六項に該当するもの
- 四 関税率表第六八・○七項に該当するもの
- 五 関税率表第六八〇九・一九号に該当するもの
- 六 関税率表第六八一〇・九一号に該当するもの
- 七 関税率表第六八一・一項に該当するもの
- 八 関税率表第六八・一三項に該当するもの
- 九 関税率表第六八一四・九〇号に該当するもの
- 第一百十五条** 輸出令別表第二の三第二号の二(27)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第六九・○一項に該当するもの
- 二 関税率表第六九・○四・一〇号に該当するもの
- 三 関税率表第六九・○五項に該当するもの
- 四 関税率表第六九・○六項に該当するもの
- 五 関税率表第六九〇七・二二号及び第六九〇七・四〇号に該当するもの
- 六 関税率表第六九〇九・九〇号に該当するもの
- 第一百十六条** 輸出令別表第二の三第二号の二(28)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七〇・○二項に該当するもの
- 二 関税率表第七〇・○三項に該当するもの
- 三 関税率表第七〇・○四項に該当するもの
- 四 関税率表第七〇・○五項に該当するもの
- 五 関税率表第七〇一・一〇号に該当するもの
- 六 関税率表第七〇一・二九号に該当するもの
- 第一百十七条** 輸出令別表第二の三第二号の二(29)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七二〇二・九二号に該当するもの
- 二 関税率表第七二・○七項、第七二・○八項、第七二・○九項、第七二・一〇項、第七二・一一項、第七二・一二項、第七二・一三項、第七二一五・五〇号及び第七二・一六項に該当するもの

- 三 関税率表第七二・一八項、第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二・二一・三〇号、第七二・二四項、第七二・二五項、第七二・二六項及び第七二・九・九〇号に該当するもの
- 四 関税率表第七二・二八項に該当するもの
- 第一百八条** 輸出令別表第二の三第二号の二(30)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七三〇四・一一号、第七三〇四・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第七三〇四・一一号、第七三〇四・二二号、第七三〇四・二三号、第七三〇四・二四号、第七三〇四・二九号、第七三・〇五項(第七三〇五・三一号及び第七三〇五・九〇号を除く。)、第七三〇六・一一号、第七三〇六・一九号及び第七三〇六・五〇号に該当するもの
- 三 関税率表第七三〇七・二二号に該当するもの
- 四 関税率表第七三・〇八項に該当するもの
- 五 関税率表第七三・〇九項に該当するもの
- 六 関税率表第七三・一〇項に該当するもの
- 七 関税率表第七三・一一項に該当するもの
- 八 関税率表第七三・一四・一二号に該当するもの
- 九 関税率表第七三・一八・二四号に該当するもの
- 十 関税率表第七三・一〇号に該当するもの
- 十一 関税率表第七三・二二・九〇号に該当するもの
- 十二 関税率表第七三・三四に該当するもの
- 一百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七四・〇五項及び第七五・〇六項に該当するもの
- 二 関税率表第七四・一・二九号に該当するもの
- 三 関税率表第七四・一・二九号に該当するもの
- 一百二十条 輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七五・〇五項に該当するもの
- 二 関税率表第七五・〇七項に該当するもの
- 三 関税率表第七五・〇八項に該当するもの
- 一百二十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七六・一〇項に該当するもの
- 二 関税率表第七六・一一項に該当するもの
- 三 関税率表第七六・一二項に該当するもの
- 四 関税率表第七六・一三項に該当するもの
- 五百二十二条 関税率表第七六・一六・一〇号に該当するもの
- 五百二十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。
- 五百二十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。
- 五百十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(36)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。
- 五百十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一・一〇号及び第八一・一九号に該当するものとする。
- 五百十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第八二〇二・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第八二〇五・五九号、第八二〇七・一三号、第八二〇七・一九号、第八二〇七・六〇号及び第八二〇七・九〇号に該当するもの
- 三 関税率表第八二・〇八項に該当するもの
- 四 関税率表第八三〇一・二〇号及び第八三〇一・七〇号に該当するもの
- 五 関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの
- 六 関税率表第八三・〇九項に該当するもの
- 七 関税率表第八三・〇九項に該当するもの
- 八 関税率表第八三・〇九項に該当するもの
- 九 関税率表第八三・〇九項に該当するもの
- 一百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

四十七 関税率表第八四・六七項に該当するもの
 四十八 関税率表第八四・六八項に該当するもの
 四十九 関税率表第八四・七一項に該当するもの
 五十 関税率表第八四・七二項（第八四七二・九〇号を除く。）に該当するもの
 五十一 関税率表第八四・七三項に該当するもの
 五十二 関税率表第八四・七四項に該当するもの
 五十三 関税率表第八四・七五項に該当するもの
 五十四 関税率表第八四・七六項に該当するもの
 五十五 関税率表第八四・七七項に該当するもの
 五十六 関税率表第八四・七八項に該当するもの
 五十七 関税率表第八四・八一項（第八四八一・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）に該当するもの
 五十八 関税率表第八四・八二項に該当するもの
 五十九 関税率表第八四・八三項に該当するもの
 六十 関税率表第八四・八四項に該当するもの
 六十一 関税率表第八四・八五項に該当するもの
 六十二 関税率表第八四・八六項に該当するもの
 六十三 関税率表第八四・八七項に該当するもの
 第百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二（40）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 関税率表第八五・〇一項、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの
 二 関税率表第八五・〇四項に該当するもの
 三 関税率表第八五・〇五項に該当するもの
 四 関税率表第八五・〇六項に該当するもの
 五 関税率表第八五・〇七項に該当するもの
 六 関税率表第八五・〇八項に該当するもの
 七 関税率表第八五・〇九項に該当するもの
 八 関税率表第八五・一〇項に該当するもの
 九 関税率表第八五・一一項に該当するもの
 十 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十一 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十二 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十三 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十四 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十五 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十六 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十七 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十八 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 十九 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十一 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十二 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十三 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十四 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十五 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十六 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十七 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 二十八 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの

四十七 関税率表第八四・六七項に該当するもの
 四十八 関税率表第八四・六八項に該当するもの
 四十九 関税率表第八四・七一項に該当するもの
 五十 関税率表第八四・七二項（第八四七二・九〇号を除く。）に該当するもの
 五十一 関税率表第八四・七三項に該当するもの
 五十二 関税率表第八四・七四項に該当するもの
 五十三 関税率表第八四・七五項に該当するもの
 五十四 関税率表第八四・七六項に該当するもの
 五十五 関税率表第八四・七七項に該当するもの
 五十六 関税率表第八四・七八項に該当するもの
 五十七 関税率表第八四・八一項（第八四八一・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）に該当するもの
 五十八 関税率表第八四・八二項に該当するもの
 五十九 関税率表第八四・八三項に該当するもの
 六十 関税率表第八四・八四項に該当するもの
 六十一 関税率表第八四・八五項に該当するもの
 六十二 関税率表第八四・八六項に該当するもの
 六十三 関税率表第八四・八七項に該当するもの
 六十四 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 六十五 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 六十六 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 六十七 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 六十八 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 六十九 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十一 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十二 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十三 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十四 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十五 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十六 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十七 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの
 七十八 関税率表第八五・一二・一二・九〇号に該当するもの

二 関税率表第九四〇三・三〇号に該当するもの
 三 関税率表第九四・〇六項に該当するもの
第一百三十五条 輸出令別表第二の三第二号の二（47）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。
第一百三十六条 輸出令別表第二の三第二号の二（48）に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 関税率表第九六・〇六項に該当するもの
 二 関税率表第九六・一二・二〇号に該当するもの
 三 関税率表第九六・一二・二〇号に該当するもの

第一百三十七条 輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第一二一・〇三項、第一二一・〇四項（第一二一〇四・二二一号及び第一二一〇四・三〇号を除く。）、第二一・〇五項、第二二一・〇六項、第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百三十八条 輸出令別表第二の三第三号ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第一四・〇二項（第一四〇二・二〇号を除く。）に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百三十九条 輸出令別表第二の三第三号ハに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三三・〇四項（第三三〇四・三〇号を除く。）及び第三三〇七・九〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十条 輸出令別表第二の三第三号ニに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四二・〇二項（第四二〇一・九二号を除く。）及び第四二〇三・四〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十一条 輸出令別表第二の三第三号ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四三・〇三項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十二条 輸出令別表第二の三第三号ヘに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五七類（第五七〇一・四九号を除く。）に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十三条 輸出令別表第二の三第三号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八・〇五項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十四条 輸出令別表第二の三第三号チに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六一一〇・三〇号、第六一一・一二項、第六二〇六・一〇号、第六二一一・一一号から第六二一・二〇号まで、第六二二三・九〇号、第六二一四・一〇号及び第六二一五・一〇号に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十五条 輸出令別表第二の三第三号リに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六四〇一・九二号、第六四・〇二項（第六四〇二・二〇号及び第六四〇二・九一号を除く。）、第六四・〇三項、第六四・〇四項（第六四〇四・一九号を除く。）及び第六四〇五・一〇号に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十六条 輸出令別表第二の三第三号ヌに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六五〇六・九九号に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十七条 輸出令別表第二の三第三号ヌに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六九・一一項に該当するもの（十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十八条 輸出令別表第二の三第三号ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七〇一三・二二一号、第七〇一三・三三二号、第七〇一三・四一号及び第七〇一三・九一号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十九条 輸出令別表第二の三第三号ワに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七一・〇一項、第七一〇二・一〇号、第七一・〇三項、第七一〇四・九一号、第七一・〇六項（第七一〇六・一〇号を除く。）、第七一〇八・一三号、第七一・一三項、第七一・一四項（第七一・一四・一一号を除く。）、第七一・一五・九〇号及び第七一・一六項に該当するもの（金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十条 輸出令別表第二の三第三号カに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八四〇七・二一号、第八四〇八・一〇号及び第八四〇九・九一号（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。）に該当するもの（百三十万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八四七一・三〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）

第一百五十二条 輸出令別表第二の三第三号ヨに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八七・〇三項に該当するもの（六百万円を超えるものに限る。）

二 関税率表第八七・〇六項（乗用自動車用のものに限る。）及び第八七〇七・一〇号に該当するもの（二百万円を超えるものに限る。）

三 関税率表第八七・一一項（第八七一・一〇号を除く。）に該当するもの（六十万円を超えるものに限る。）

四 関税率表第八七一・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十三条 輸出令別表第二の三第三号タに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九一・〇一項、第九一一一・一〇号、第九一一一・九〇号（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）又は特定金属を張った金属を使用したケースの部分品に限る。）及び第九一一三・一〇号に該当するもの（四十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十五条 輸出令別表第二の三第三号ツに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九二〇一・二〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

附 則

この省令は、令和四年三月十八日から施行する。

附 則（令和四年三月二九日経済産業省令第二一一号）

この省令は、令和四年四月五日から施行する。

附 則（令和四年五月一三日経済産業省令第四七号）

この省令は、令和四年五月二十日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日経済産業省令第五二号）

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日経済産業省令第七七号）

この省令は、令和四年十月七日から施行する。

附 則（令和五年一月二七日経済産業省令第六号）

この省令は、令和五年二月三日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省令第二二号）

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第百六十号）の施行の日から施行する。

附 則（令和五年八月二日経済産業省令第四〇号）

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百五十一号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年四月一〇日経済産業省令第三四号）抄

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十五号）の施行の日から施行する。